

一般社団法人日本老年歯科医学会 認定歯科衛生士専門審査制度規則施行細則

(平成 28 年 6 月 17 日改正)

(抜粋)

第 3 条 規則第 8 条に基づく認定歯科衛生士(老年歯科)の専門審査申請のための認定研修は、研修単位で表し、次に定める各号により算定するものとする。

専門審査申請のために必要な研修単位は 46 単位とする。

1) 細則第 2 条に該当する施設での高齢者に必要とされる歯科医療・保健に関する経歴

下記(2)を必ず含み 14 単位以上

- | | | |
|-------------|----------|------|
| (1) 臨床経験 | 1 年につき | 3 単位 |
| (2) 症例・事例報告 | 1 症例(事例) | 5 単位 |

2) 本会が主催する学術大会及び研修会等への出席

14 単位以上を必要とする。なお、各研修単位は、日時、時間にかかわらず 1 回あたりのものとする。

- | | |
|---------------------------------|------|
| (1) 本会学術大会 | 5 単位 |
| (2) 本会主催および本会歯科衛生士関連委員会主催の各種研修会 | 4 単位 |

3) 高齢者に必要とされる歯科医療・保健に関する発表

筆頭著者(演者)、共著者(共同演者)にかかわらず、14 単位以上を必要とする。

- | | | |
|---------------------------|------|-------|
| (1) 論文発表「老年歯科医学」 | 筆頭著者 | 15 単位 |
| | 共著者 | 5 単位 |
| 本会が認定した関連学会の学術雑誌 | 筆頭著者 | 6 単位 |
| | 共著者 | 2 単位 |
| (2) 学会発表(ポスター発表を含む)本会学術大会 | 筆頭演者 | 10 単位 |
| | 共同演者 | 3 単位 |
| 本会が認定した関連学会の学術大会 | 筆頭演者 | 5 単位 |
| | 共同演者 | 2 単位 |